

## コールセンター取引約款

### 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、ちばぎん証券株式会社(以下「当社」といいます。)とお客様との電話を利用した証券取引(以下「コールセンター取引」といいます。)に関する取決めです。

### 第2条 (コールセンター取引の対象者)

コールセンター取引を利用できるお客様は、国内に居住する方といたします。

### 第3条 (コールセンター取引の範囲)

お客様がコールセンター取引をご利用になれる証券取引は、次の各号に該当する範囲とします。

- ①国内市場上場の株式、株価指数等連動型投資信託受益証券(以下「ETF」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「リート」といいます。)、上場投資証券(以下「ETN」といいます。)(以下「上記①をエクイティ商品」といいます。)
- ②国内公社債、外国債券。
- ③野村MRF、公社債投信、外国投信、株式投信。(以下、上記③を「投信」といいます。)
- ④その他当社が認めたもの。(以下、上記②から④を「その他商品」といいます。)

### 第4条 (委託手数料)

お客様がコールセンター取引をご利用になる場合の委託手数料は、当社が定めるものとします。

### 第5条 (コールセンター取引の利用)

お客様は、原則、次の各号の全てに該当する場合にコールセンター取引をご利用になれます。ただし、法人のお客様は第3号を適用除外とします。

- ①「証券総合サービス申込書」「コールセンター取引利用申込書」等当社所定の用紙に必要事項を記載、当社へのお届印を押捺し、当社が指定する本人確認書類とともにお申込みいただき、当社が承諾した場合。
- ② 振替決済口座をご開設いただいた場合。  
買付有価証券は原則として振替決済口座での預りいたします。  
なお、株式その他の有価証券のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」の対象商品に関しては、同法律及び関連法令によるものとします。
- ③ 野村MRFをお申し込みいただいた場合。
- ④ 受渡代金の決済等に「金銭の振込先指定書方式」のお申込みがある場合。

2 コールセンター取引は、当社が前項の申込みを受付け、所定の手続きが完了した時点でご利用になれます。

- 3 当社があらかじめ指定した口座番号とお取引時に使用する口座番号とが一致した場合に限り、お客様はコールセンター取引をご利用になれます。
- 4 当社で既にコールセンター取引以外の口座を開設している場合は、原則、コールセンター取引口座に集約していただきます。

#### 第6条 （法令等の遵守）

コールセンター取引のご利用にあたっては、この約款によるほか、お客様ならびに当社は、法令および日本証券業協会ならびに金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

#### 第7条 （利用日および利用時間）

お客様がコールセンター取引をご利用できる日時は、当社が定めるものとします。

#### 第8条 （取引の種類）

コールセンター取引をご利用できる取引の種類は、現金決済の普通取引とします。

ただし、お客様が当社において、取引開始後原則6ヶ月以上経過し、当社が応諾した場合は、当社の別に定める規定に従い信用取引を行うことができます。

#### 第9条 （取扱銘柄）

コールセンター取引を利用した売買注文の内、金融商品取引所および当社が売買規制をしている銘柄については、原則、コールセンター取引のご利用はできません。

#### 第10条 （売買銘柄および売買取扱数量の範囲）

お客様がコールセンター取引を利用して当社に売付の取引注文を行える数量は、保護預り約款、振替決済口座管理約款もしくは当該売付を行う商品の約款および約諾書等に基づき、当社がお客様から現にお預りしている数量の範囲内とします。

- 2 お客様がコールセンター取引を利用して当社に買付の取引注文を行える金額は、原則としてお客様のお預り金とお預り有価証券時価評価額、若しくは野村MRF口座に当該買付見込金額以上の残高がある場合で、その範囲内とします。

#### 第11条 （注文の方法）

コールセンター取引のご注文方法は、お客様ご本人からの電話によります。

#### 第12条 （受付時間と注文）

コールセンター取引の受付は、お客様からの電話による注文内容を当社が確認した時とします。

#### 第13条 （有効期限）

お客様がコールセンター取引を利用した取引注文の有効期限は、エクイティ商品につきましては

お客様がご注文時に指定した日までとし、最長週末までを限度とします。また、上場株式の権利付最終日をまたぐ繰越注文においては、権利付最終日までとします。なお、その他商品につきましては、当日中もしくは翌営業日のうち当社が定める日までといたします。

#### 第14条（取消・変更）

お客様がコールセンター取引を利用した取引注文の取消または変更については、お客様ご本人が申し出るものとします。

2 売買注文の取消または変更は、未約定の場合に限ります。

#### 第15条（注文の執行）

当社がコールセンター取引により受付した取引注文は、第13条に定める日においてお客様の取引注文の内容を確認後相当な時間内に金融商品取引所等で執行します。

2 取引注文が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様に通知することなく、その執行をしないことができます。

- ① 指値注文の場合に、お客様の指値が金融商品取引所の値幅範囲を超える場合。
- ② 売買注文の内容が金融商品取引所および日本証券業協会の諸規則に基づき公正な価格形成を損なうおそれのあるものと当社が判断した場合。
- ③ 買付注文については、注文執行時において、第10条第2項に規定する当該買付見込金額以上の残高がない場合。
- ④ 売付注文については、注文執行時において、第10条第1項に規定する銘柄および数量がない場合。
- ⑤ その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が判断した場合。

#### 第16条（免責事項）

当社は下記の各号に該当する場合には、お客様に対しその責を負いません。

- ① 第15条第2項に基づき売買注文を執行しなかった場合。
- ② 通信機器もしくは通信回線などの障害または通信の集中などにより、売買注文が受け付けられない場合。
- ③ コールセンター取引の受付に際し、お客様の口座番号と当社において管理されているものと一致していることを確認して取扱った内容について、口座番号の盗用などによる不正使用のために損害等が生じた場合。
- ④ お客様が取引注文の変更・取消を申込んだにもかかわらず、当該変更・取消の対象となる元注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の変更・取消が行えず損害が生じた場合。
- ⑤ 天災地変その他の不可抗力により、売買注文の受け付けまたは執行ができない場合。
- ⑥ 電信または郵便の誤謬や遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合等（ただし、当社の責に帰するものを除きます）、当社の責に帰すことができ

ない事由により損害等が生じた場合。

#### 第17条（サービス内容の変更）

当社はお客様に通知することなく、コールセンター取引において提供するサービス内容を変更することがあります。

#### 第18条（受渡精算方法）

お客様がコールセンター取引を利用して行う有価証券、金銭の授受等の受渡精算方法は、次の各号により行います。

- ① お客様は、買付代金相当額または売買差額不足額がある場合、当該代金を支払い指定日までに当社が指定した金融機関に振込むものとします。この場合、当社の特定する銀行等へ振込まれた場合、当社は一定額の振込手数料を負担することがあります。ただし、外貨での振込は、お客様のご負担となります。
- ② 買付の場合において、お客様が野村MRF口座に前項に相当する残高がある場合で、解約により充当する場合は、お客様は事前にその旨を当社へ指示するものといたします。
- ③ 売却代金または売買差額余剰金について、お客様が振込を指示された場合は「金銭の振込先指定書方式」に従い取扱うこととし、この場合、送金手数料は当社負担とします。
- ④ お客様が買付けした有価証券は原則として振替決済口座の預りとします。
- ⑤ お客様が、有価証券を他の口座管理機関へ振替える場合または第21条各号に該当した場合で有価証券を他の口座管理機関へ振替える際は、当社の定める事務取扱手数料がかかります。

#### 第19条（コールセンター取引利用の禁止）

当社は、お客様にコールセンター取引を利用いただくことが不相当と判断した場合はコールセンター取引のご利用をお断りすることがあります。

- 2 お客様は、コールセンター取引のご利用にあたっては、お客様ご自身のためのみにご利用するものとし、以下の目的ではご利用できないものとします。
  - ① お客様の口座番号を第三者に供すること。または、第三者の取引を取り次ぐこと。
  - ② その他お客様ご自身の用に供さないご利用。

#### 第20条（コールセンター取引範囲の変更）

当社は、コールセンター取引の範囲を随時変更することがあります。

#### 第21条（解約）

次のいずれかに該当する場合は、コールセンター取引契約は解約されます。

- ① お客様が通常取引をご希望され、コールセンター取引口座からの移管を行った場合。
- ② お客様が振替決済口座等を解約した場合。
- ③ 当社がコールセンター取引の解約を申し出た場合。

④ 総合取引約款第 15 条(取引の解約事由)の規定に該当した場合。

第22条 (届出事項の変更)

お客様は、当社への届出事項に変更がある場合は、速やかに当社所定の書面にてお届けいただくこととし、この届出が遅れたために生じた損害については、当社はその責を負いません。

第23条 (約款の変更)

約款の内容は、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認めた場合には変更されることがあります。

【改定記録】

主管:コールセンター長

2000年9月13日制定

2001年4月2日改定

2001年8月27日改定

2002年1月1日改定

2002年4月1日改定

2002年6月17日改定

2003年1月27日改定

2003年3月17日改定

2004年3月1日改定

2004年4月1日改定

2004年12月13日改定

2004年12月27日改定

2005年10月1日改定

2006年4月28日改定

2006年10月10日改定

2007年1月16日改定

2007年9月30日改定

2009年1月5日改定

2011年1月1日改定

2012年4月1日改定

2013年9月1日改定

2015年4月1日改定

2015年11月2日改定

2017年3月31日改定

2017年5月1日改定

2017年10月1日改定

2018年4月1日改定

2020年6月30日改定

(別 表)

1. 取引約款第1条に規定するコールセンター取引の取扱部署は、コールセンターとし、次の専用回線とします。

回線内容	使用電話番号
フリーダイヤル回線	0120-154-702
直通ダイヤル	03-5641-4143(コールよい よい資産)

2. 当社の振込先指定金融機関

取引約款第18条で当社が指定する金融機関は、次のとおりとします。

銀行名	支店名	普通預金 口座番号	預金口座名
(株)千葉銀行	東京営業部	口座開設後にご案内します	ちばぎん証券株式会社
(株)千葉興業銀行	東京支店		
(株)京葉銀行	東京支店		
(株)みずほ銀行	兜町証券営業部		
(株)三井住友銀行	日本橋東支店		
(株)三菱UFJ銀行	日本橋支店		

ゆうちょ銀行	
記号番号	口座開設後にご案内します
預金口座名	ちばぎん証券株式会社